

挑みつづける、変わらぬ意志で。

東商版

# すぐできる! 株価試算

＼自社株式の価値(会社の価値)知っていますか?／

## 5分でできる! 株価試算から始める事業承継対策

「東商版 すぐできる! 株価試算」は事業承継(主に親族内承継)の際に必要な自社株式の評価額と相続税を加味した相続税(参考値)を**無料・最短5分**で試算できます。まずは自社株式の評価額がどのくらいになるのか、後継者に対してどのくらい相続税がかかるのか、試算してみませんか?

### 必要書類

直近1期分の決算書と直近2期分の法人税申告書をご用意ください  
(2期連続赤字などの場合は3期分の法人税申告書)



※本試算において算出される評価額は、相続が起こった場合や、後継者に贈与する場合に使用する自社株の簡易評価額です。一般的にM&A等において用いる株価(企業価値)の評価方法とは異なりますので、ご注意ください。



「東商版 すぐできる! 株価試算」はこちら



ここをクリックしてスタート  
登録したメールアドレスに届くURLをクリック



業種などの会社概要、売上や従業員数、利益や資本金を入力



試算結果は、印刷のほか、メール送信もできます!

誰に今後を相談すればいいかわからない...

そもそも自社の株価はいくらなのだろうか?

事業承継の予定が近いから、準備しなきゃ...

これで事業承継の準備が進められる!

初めて自分の会社の価格が分かった!

### 株価試算と株価算定の違い

本サービスは、事業承継について検討するきっかけとしていただくことを目的とした簡易的な「試算」です。

土地、有価証券など固定資産の簿価と時価に大きな差がある場合や、非経常的な利益がある場合、短時間労働者が多い場合等に、試算額と実際の株価に乖離が生じることがありますので、ご注意ください。

正式な株価算定は顧問税理士などにご相談ください。

あわせて

「社長60歳「企業健康診断」<sup>®</sup>セルフチェックシート」もご利用ください!



# 自社株式の承継時に利用できる税制のご紹介

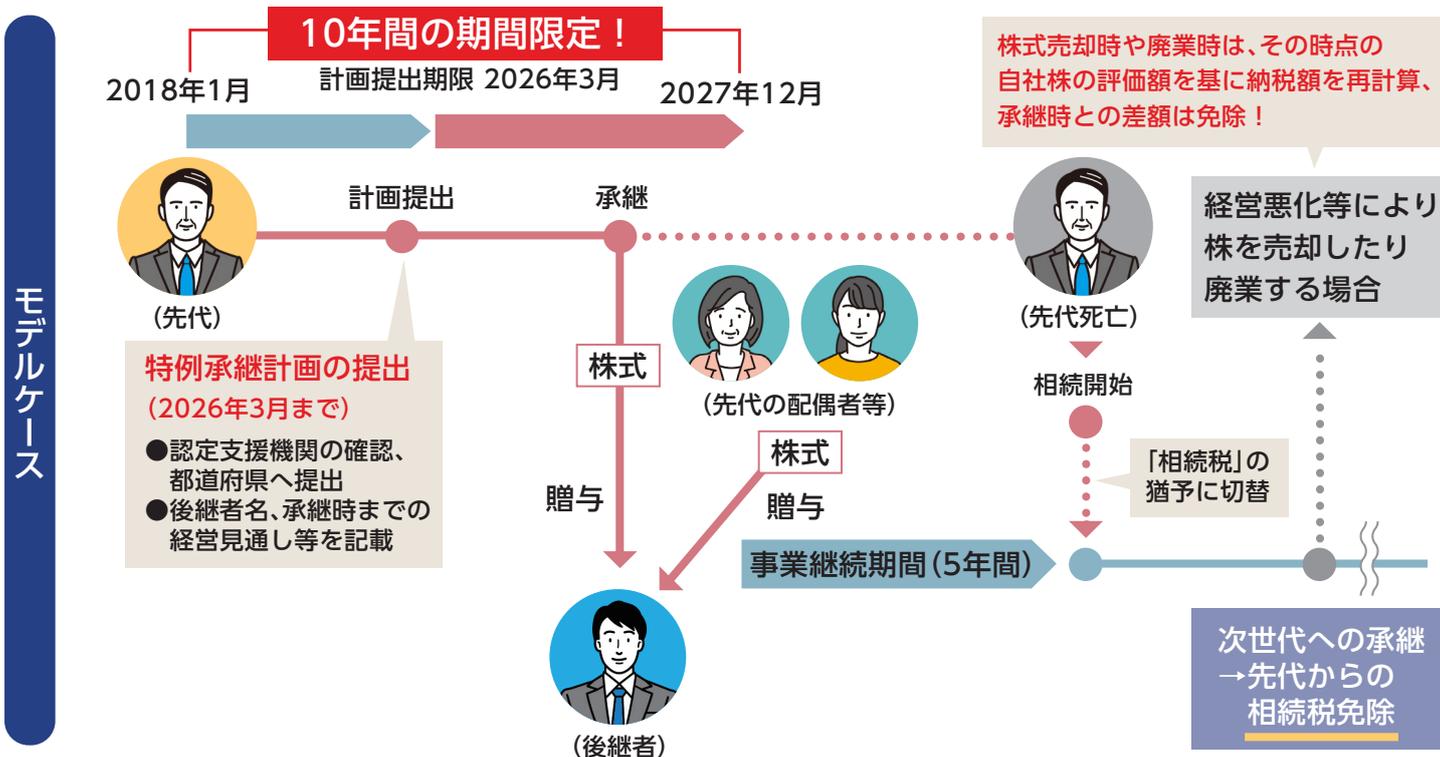
事業承継税制の特例で贈与税・相続税が猶予・免除されます！

## 10年間限定の特例(2018年1月～2027年12月)

特例を活用するには、**2026年3月までにエントリー**(「特例承継計画」を都道府県に提出)、**2027年12月までに承継を行う**必要があります！

自社株の全てを納税猶予の対象とすることが可能。  
承継時の**自社株に係る贈与税・相続税の現金負担がゼロに！**

経営の実情に合わせて、**親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への適用が可能！**



事業承継で株式を贈与した際の納税(贈与税)は猶予され、先代が死亡し相続の開始とともに、猶予されていた贈与税は相続税に変わります。その後、後継者が次の後継者へ承継する際に、猶予された相続税は免除されます。免除された税金分については、後継者が支払う必要はなく、累積もされません。「一代飛ばしの承継」が可能となります。

## 税務に関するご相談はお近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。

## 東京商工会議所事業承継の相談窓口

### 事業承継に向けた経営課題について相談したい方

中小企業診断士・税理士等の専門家が、事業承継をはじめとして、中小企業をとりまく様々な経営課題をサポートします。承継後の後継者に対する支援も行っております。

東京商工会議所  
ビジネスサポートデスク



### 第三者承継・M&Aについて相談したい方

中小企業のM&A支援に精通した専門家が秘密厳守で個別相談、マッチング支援を行っております。セカンドオピニオンとしてもご活用ください。

東京都  
事業承継・引継ぎ支援センター

